

平成 23 年 6 月 7 日

航空運送事業者  
航空機使用事業者  
自家用航空機使用者 各位

東京航空局  
前任航空機検査官  
前任整備審査官

### 被災した装備品等の取扱いについて（注意喚起）

東日本大震災により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震・津波等により、損壊および浸水等が発生した航空機からの取卸し、又は保管中に被災した装備品、部品、整備設備等（以下、「装備品等」という。）の再利用に際しては、下記事項に留意し、航空機の安全性及び耐空性を確保して頂くようお願いいたします。

#### 記

1. 被災した装備品等に対し、通常の状態ではない衝撃、強度低下、海水の浸水を考慮したオーバーホール、修理等の必要な整備処置を実施した上で、不具合が残留していないことを十分に確認すること。  
適切性を欠いた装備品等もしくは不具合の疑いのある装備品等を再利用しないこと。
2. 廃棄品と判断した装備品等は、再利用が不可能となる処置を実施し、不正品が出回らないようにすること。また、不正品の疑いのある装備品等を発見した場合は、航空機検査業務サーキュラーNo.6-014 に従い、航空局へ報告すること。
3. 航空機の耐空性を確保するためにも、安易に再利用可能と判断せず、細心の注意を払って機体整備にあたること。

参照：航空機検査業務サーキュラー

- ・ No.3-025 「有効な耐空性を有しない航空機から取り外された装備品等の再利用について」
- ・ No.6-014 「不正品の疑いがある装備品等の報告について」

以上